施設の維持管理基準 × (適用なし) □ (現行基準) ○ (新基準)

(裾切り未満の施設1/2)

1 受け入れる産業廃棄物の種類及び重が当該施設の処理能力に	2020	(2/13/27/27/27/27/27/27/27/27/27/27/27/27/27/			_	(M)3)) (M = 2 % C (X = 1) C (
12 12 12 12 12 12 12 12			_			
一		構造基準				基準への対応
民合った適正なものになるよう、受け入れる際に、必要な当該 宝宝検索機のを挟収分析又は計量を行うこと。 日本 日本 日本 日本 日本						
		1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に				廃棄物を分別して受け入れ保管施設に
世		見合った適正なものになるよう、受け入れる際に、必要な当該				保管します。
2 施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えない ようにおこなうこと。		産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。				計量は各運搬車両の積載量が決まって
□ は、直ちに発致の運転を停止し、流出した産業原棄物の回収を は、直ちに発致を停止し、流出した産業原棄物の回収で の他の生活保全上必要な措置を持ずること。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	共					いるので、搬入回数で管理します。
□ 日本の表別の選出する等の異常な事態が生じたとき は、		2 施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えない				投入量は投入用ホッパーによる投入
基 日本の日本の発生の原は、直ちに適転を作业し、流出した産業無変物の回収を	通	ようにおこなうこと。				回数で管理します。
は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活保全上の要な措置をきり、生活保全上問題としないことを確認した後、運転を再開します。 4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び 機能検査を行うこと。						(作業基準参照)
### おいか ## ***	基	3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたとき				異常事態の発生の際は、直ちに運転を
### ### ### #########################		は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収そ				停止、飛散、流出した廃棄物の回収、
転を再開します。 転を再開します。 転を再開します。 板総検査を行っこと。 一	準	の他の生活保全上必要な措置を講ずること。				その他必要な措置をとり、生活保全上
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##						問題生じないことを確認した後、運
機能検査を行うこと。						転を再開します。
(別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート・原子が開いた。 (別域の表にはなく		4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び				設備の保全管理基準に基づき、定期的
(別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート参照) (別途、日常点検チェックシート・原子が開いた。 (別域の表にはなく		・ 機能検査を行うこと。				に保守点検、機能検査を行います。
### お婆を措置を請すること。 日からなっており、飛散の恐れはなく 焼却灰の管施設は、屋根付きコンクリート月 三方囲いで、雨水による流出を防止している。 悪臭の発生源はないが、発生の際は、その原因を調査、原因物質の掃除、消臭剤の散化再等も措置をとります。 「「「「大型麻の育力・ 「大型麻の育力・ 「大型麻の方力・ 「大型麻の下の一 「大型麻の下の一 「大型麻の方力・ 「大型麻の下の一 「大型麻の下の一 「大型麻の方力・ 「大型麻の下の一 「大型麻の下の一 「大型麻の花の「 「大型麻の下の一 「大型麻の 「大型麻の 「大型麻の 「大型麻の 「大型麻の 「大型麻の 「大型麻 「大型麻の 「大型麻 」」 「大型麻 」 「						(別途、日常点検チェックシート参照)
### おいい		5 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の飛散防止するために				廃棄材の保管施設は、コンクリート床、三方
規 規 規 (規 (規 (規 (現 (現 (現 (現 (現		必要な措置を講ずること。				囲いとなっており、飛散の恐れはなく
現						
現						
規 現						
別	#1					·
別	かた					
 第 包 蚊、はえ等の発生防止を務め、構内を清潔に保持すること。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	Bil					
第 数、はえ等が発生した場合、殺虫剤等により駆除します。 12 7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 □ □ □ 焼却炉のプロワ音は、防音BOXで覆われ問題はない。(至近敷地境界で実別値63dB(A)) 8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 □ □ □ □ 水質関係に特定施設はな無いが、敷地内の雨水等の流出による水質汚濁防止のため、簡易油水分離装置を設け、水質保全に配慮している。 9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。 □ □ □ 応設の維持管理に関する点検、検査を行った際は、その結果を3年間保存します。 1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。イビット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 ○ 該当なし プロ、燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ、連続的に行うこと。 × ○ 当該施設は、ガス化燃料方式であり、かつ、一時間あたりの処理能力が温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。の処理施設によってはこの限りではない。 準 ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 × ○ ○ 燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃装置により摂氏800度を維持する。こ 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること × ○ ○ 完全燃焼により、熱灼減量10%以下	ניא	6 前 けう笑のみたたしたみな 様内な海辺に伊持ナステレ				
12	44	0 蚁、はん寺の光生的正を彷め、傳内を肩派に体付すること。		Ш	Ш	
12	弗					
条 いように必要な措置を講ずること。 われ問題はない。(至近敷地境界で実測値63dB(A)) 8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 □ □ 小質関係に特定施設はな無いが、敷地内の雨水等の流出による水質汚濁防止のため、簡易油水分離装置を設け、水質保全に配慮している。 9 施設の維持管理に関する点検、検査をの他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。 □ □ □ 施設の維持管理に関する点検、検査を行った際は、その結果を3年間保存します。 1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。イビット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 ○ 該当なし 別 ロ燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ、連続的に行うこと。ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満の処理施設によってはこの限りではない。 × ○ 当該施設は、ガス化燃料方式であり、かつ、一時間あたりの処理能力が温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。 準 ハ燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 × ○ 燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃装置により摂氏800度を維持する。 二 焼却灰の熱灼滅量10%以下になるように焼却すること × ○ 完全燃焼により、熱灼滅量10%以下	10	ラーサー・取立口が伝針 o 30 4 12 1. 11 国 III o a 4 17 12 i i i i i i i i i i i i i i i i i i]		_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
条 実測値63dB(A)) 8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上 支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検 査を行うこと。 □ □ 水質関係に特定施設はな無いが、敷地内 の雨水等の流出による水質汚濁防止の ため、簡易油水分離装置を設け、水質 保全に配慮している。 9 施設の維持管理に関する点検、検査を 作成し、3年間保存すること。 □ □ 施設の維持管理に関する点検、検査を 行った際は、その結果を3年間保存し ます。 1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する 場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 ○ 該当なし 別 □ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量 ずつ、連続的に行うこと。 × ○ 当該施設は、ガス化燃料方式であり、 かつ、一時間あたりの処理能力が 温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。 準 へ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 × ○ 燃焼状沢に合わせ必要な場合、助燃 装置により摂氏800度を維持する。 二 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること × ○ 完全燃焼により、熱灼減量10%以下	12			Ш	Ш	
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上 支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検 査を行うこと。 9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を 作成し、3年間保存すること。 1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 別 可 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量 ずつ、連続的に行うこと。 基 ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満の処理施設によってはこの限りではない。 本 下、燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 ス 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること ス 次 次 の	-	いように必要な措直を請すること。				
の 支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検 査を行うこと。 の雨水等の流出による水質汚濁防止の ため、簡易油水分離装置を設け、水質 保全に配慮している。	条			_		
6			Ш	Ш	Ш	
6	の					
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。 □ □ □ 応設の維持管理に関する点検、検査を行った際は、その結果を3年間保存します。 1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 別 □ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量すつ、連続的に行うこと。 本 ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満の処理施設によってはこの限りではない。 本 ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 本 八 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 本 に 焼却灰の熱灼滅量が10%以下になるように焼却すること □ □ □ 応設の維持管理に関する点検、検査を行った際は、その結果を3年間保存します。 □ 該当なし □ 該当なし □ 対象施設は、ガス化燃料方式であり、かつ、一時間あたりの処理能力が温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。 □ 燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃装置により損氏800度を維持する。 □ 焼却灰の熱灼滅量が10%以下になるように焼却すること □ □ □ □ 応設の維持管理に関する点検、検査を行った際は、その結果を3年間保存します。 □ 対路を設している。 □ □ □ □ □ □ 応設の維持管理に関する点検、検査を行った際は、その結果を3年間保存します。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		査を行うこと。				
作成し、3年間保存すること。 行った際は、その結果を3年間保存します。 1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 ○ 該当なし 別 ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ、連続的に行うこと。 × × ○ 当該施設は、ガス化燃料方式であり、かつ、一時間あたりの処理能力が温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。の処理施設によってはこの限りではない。 準 ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 × ○ ○ 燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃装置により摂氏800度を維持する。 二 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること × ○ ○ 完全燃焼により、熱灼減量10%以下	6					
### 1 振却施設にあっては、次のとおりとする。						
1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 ○ 該当なし 別 口 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量する、連続的に行うこと。 × × ○ 当該施設は、ガス化燃料方式であり、かつ、一時間あたりの処理能力が、次の、一時間あたりの処理能力が、温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。 基 ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満の処理施設によってはこの限りではない。 ※ ○ 然焼状況に合わせ必要な場合、助燃装置により損氏800度を維持する。 本 が焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること × ○ 完全燃焼により、熱灼減量10%以下		作成し、3年間保存すること。				行った際は、その結果を3年間保存し
個 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する 場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 別 ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量 × × ○ 当該施設は、ガス化燃料方式であり、 かつ、連続的に行うこと。 ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満 の処理施設によってはこの限りではない。						ます。
場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 別 ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量 × × ○ 当該施設は、ガス化燃料方式であり、 がつ、連続的に行うこと。 ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満		1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。				
別 □ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量 ずつ、連続的に行うこと。 × × ○ 当該施設は、ガス化燃料方式であり、 かつ、一時間あたりの処理能力が 温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。 基 小 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 × ○ 燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃 装置により摂氏800度を維持する。 二 焼却灰の熱灼滅量が10%以下になるように焼却すること × ○ 完全燃焼により、熱灼滅量10%以下	個	イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する	0	0	0	該当なし
# すつ、連続的に行うこと。		場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	<u> </u>			
基 ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満 温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。 の処理施設によってはこの限りではない。 本 ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 × ○ 燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃 装置により摂氏800度を維持する。	別	ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量	×	×	0	当該施設は、ガス化燃料方式であり、
の処理施設によってはこの限りではない。		ずつ、連続的に行うこと。				かつ、一時間あたりの処理能力が
準 / 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 × ○ 燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃 装置により摂氏800度を維持する。	基	ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満				温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。
装置により摂氏800度を維持する。 二 焼却灰の熱灼滅量が10%以下になるように焼却すること × ○ ○ 完全燃焼により、熱灼滅量10%以下		の処理施設によってはこの限りではない。				
装置により摂氏800度を維持する。 二 焼却灰の熱灼滅量が10%以下になるように焼却すること × ○ ○ 完全燃焼により、熱灼滅量10%以下	準	ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	×	0	0	燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃
						装置により摂氏800度を維持する。
		二 焼却灰の熱灼滅量が10%以下になるように焼却すること	×	0	0	完全燃焼により、熱灼滅量10%以下
				-	_	
			<u> </u>			

施設の維持基準 × (適用なし) □ (現行基準) ○ (新基準) (裾切り未満の施設2/2)

施設の	維持基準 × (適用なし)□(現行基準)○(新基準)				(裾切り未満の施設2/2)
	ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により	×	0	0	各燃焼室に付帯する助燃装置により
	炉温を速やかに上昇させること。				炉温を速やかに上昇させます。
	へ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により	×	0	0	運転停止の場合は、必要な場合助燃装置
	炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。				を作動させ、炉内燃焼物が完全に燃焼
					するまで、炉温を高温に保ちます。
İ	ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録す	×	0	0	一次燃焼室及び二次燃焼室にR熱電対
個	ること。				(0~1750°C)を挿入、富士電機製
	•				マイクロジェット記録計PHCによる連続
別					記録装置を設置、記録します。
,,,,	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200	×	×	Ο	当該施設は二次燃焼室に除じん機能を
基	度以下に冷却すること。			Ŭ	付与しているので、排ガスの冷却装置
- 	ただし、集じん器で燃焼ガスの温度をすみやかにおおむね200度以下に冷却する				はない。はかし高温で完全燃焼を行っ
準	ことができる場合によってこの限りではない。				ているので、ダイオキシン類の発生温度は
华	ことができる場合にようここの限りではない。				
ŀ	ロー佐い / 四に次きより繰ばおうの沢麻 / てのとがし書もの担人				新基準1/10以下を担保している。
	リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書きの場合	×	×	0	チ項の理由により設置していない。
	にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を				
	連続的に測定し、かつ、記録すること。	_		ļ	
	ヌ 冷却設備及び排ガス処理施設にたい積したばいじんを除去	×	×	0	たい積したばいじんを定期的に除去
	すること。		ļ	ļ	専用の保管容器に保管します。
	ル 排ガス中の一酸化酸素の濃度1.000.00分の	×	×	0	当該施設の排ガス中の一酸化炭素の
	100以下となるようにごみを焼却すること。				濃度は10PPM以下を担保している。
	ヲ 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、	×	×	0	現在規定されていないので設置して
	記録すること。			<u>.</u>	いないが、設置可能である。
規	ワ 排ガス中のダイオキシン類の濃度が以下に定める濃度以下				操炉基準及び燃焼管理の徹底を計り
	となるようにごみを焼却すること。 (新設)				基準濃度以下なるように燃焼させま
則	・一時間当たり処理能力が4〜以上 0.1ng/㎡			1	す。
	・一時間当たり処理能力が2ト以上4ト未満 1 ng/㎡	×	80	5	当該施設の排ガス中のダイオキシン類
第	・一時間当たり処理能力が2ヶ未満 5 ng/㎡			10	濃度は0.05ng-TEQ/㎡ と
					低濃度の実績値を示しており、新基準
12					を充分に担保できます。
	カ 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、	0	0	0	排ガス中のダイオキシン類の濃度を
条	かつ、記録すること。				年1回測定し、記録します。
//	ョ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする		0	0	排ガスによる生活環境保全上に支障が
の	こと。		Ŭ	Ŭ	生じないように、操炉基準の徹底を計
• ,					り、燃焼管理を行うとともに、定期的
7					にばい煙に関する検査を行います。
'	タ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。		×	0	
		^	^	0	乾留ガス化燃焼方式のため、ばいじん
	ただし、厚生大臣の定める方法で処理する場合に当たってはこの限りではない。				の発生はないが、発生した場合、焼却
	○○○				灰と分離して排出し、貯留します。
	ツ 火災を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消化		0	U	焼却炉周辺及び、廃材保管場所の全域
	器その他の消化施設を備えること。				をカバー出来るよう専用の消火用配管
					及び消火栓、ABC消火器等を配置す
					るとともに、焼却灰保管場には、散水
					装置を併設、残火による火災予防に
					配慮している。(所轄消防署査察済)
	2 廃油の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように				当該設備は、廃油の焼却を行わない
	必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期				ので、この項は該当しない。
	的に点検し、異常を認めた場合に速やかに必要な措置を講ずる				
	こと。				